

2025(令和7)年度 札幌市へ「精神障がい者福祉に関する要望書」提出と回答

毎年、会員の皆様から寄せられた声をもとに、「精神障がい者福祉に関する要望書」を札幌市へ提出しております。

本年度の回答につきましては、一定の取組は示されたものの、制度の具体的な拡充には至らず、当事者や家族が実感できる改善という点では課題が残る内容であったと受け止めております。今後も、当事者および家族の実情を踏まえ、必要な支援の実現に向けて、継続して要望を行ってまいります。



〈要望要旨〉

1. 精神障害者保健福祉手帳2級・3級所持者が精神科以外の他科にかかる場合の医療費についても自立支援医療費と同等の負担で受診できるようお願い致します。

〈理由〉

2024(令和6)年8月から精神保健福祉手帳1級の入院医療費について、北海道の補助基準を上回り独自に助成対象へ含める拡充に感謝申し上げます。

しかし身体・知的障がい者と比べると大きく遅れており、当事者や家族にとって経済的に大きな負担になっていることは現在も変わりません。現在は物価高騰のためさらに悪化している状況だと感じており、受診を控えている当事者が多く存在します。精神障がい者は長期にわたる服薬による副作用や高齢化の進行により、他科を受診することも多くなり、一方で体調が不安定になりやすく一般就労並みの安定した就労を継続することは難しい現状があります。さらに身体・知的障がい者と比較しても、収入は大変厳しい状況におかれています。また、都道府県や市町村によって医療費負担の取扱いが様々です。居住地による不公平が生じています。障害者差別解消法の観点においても、また身体・知的と同程度に、経済的負担を少しでも軽減できるよう他科の受診医療費も自立支援医療費と同等の負担で受診できるよう、今年度も継続し助成制度の充実の実現を求めてまいります。

〈回答〉

重度心身障がい者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級所持者にも拡大すべき、とのご要望としてご回答いたします。

重度心身障がい者医療費助成における重度障がいの範囲等については、医療給付事業補助金交付元である北海道の基準に則り定めており、精神障害者保健福祉手帳の場合は1級の方のみを対象としております。ご要望につきましては、自立支援医療との関係や北海道、他の政令指定都市の状況などを踏まえつつ、総合的に検討すべきものと認識しております。

担当課 保)保険企画課

〈要望要旨〉

2. 札幌市障がい者相談支援事業の充実をお願い致します。

〈理由〉

令和6年度も相談員増員、処遇改善等相談支援体制の充実を図っていただいておりますこと感謝申し上げます。しかし昨年同様、札幌市にはまだ相談事業所に相談をしたくても新規相談は「1ヶ月はかかる・予約待ち」「留守電にメッセージを入れたが返信がない」「自分は軽いほうだから相談員さんとはほとんど話せない」「メールでのやりとりになる」と引続き当事者や家族から声が届きます。

相談支援事業所に問合せると、「相談内容により優先順位があり、すぐ相談を受けることができない場合がある」との返答をいただきました。優先順位は相談事業所にとっての優先順で、相談者にとっての優先順位ではないことが残念に思いました。日常の困りごとの対応は受けてくれないため、本人は不安や淋しさから体調を崩すこともあります。実際、市内の委託相談支援事業所数か所に相談支援事業の現状についてお話をお聞きすると、マンパワーが不足していること、賃金の低さなど相談員の確保や定着に大変苦労している実態を実感しております。札幌市から委託している事業だと思しますので、委託費のベースアップや加算の増額など委託相談支援事業をより効率的に安定して実施できるよう、政令指定都市札幌らしい相談支援体制の充実をお願い致します。

〈回答〉

相談支援事業所の相談員については、相談件数の増加や複合的な課題を抱える世帯への支援に対応するため、令和5年度に策定した第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023において、令和9年度までに計15人の相談員を増員するとともに、相談員の処遇改善や質の向上を目的に相談員の相談経験に応じて取得可能な加算を創設いたしました。令和7年度については、6人を増員し、合計89人の相談員を配置しています。

今後とも、市民の多様なニーズや制度の複雑化に対応するため、相談支援体制の充実に努めてまいります。
担当課 保)障がい福祉課

〈要望要旨〉

3. 各区の精神保健福祉相談員には、精神保健福祉士など有資格者を配置し、専門性のある対応ができる体制を引き続き整えてください。また当事者と家族が孤立しないよう、より専門性の高い対応でこれまで以上に訪問介入を実施していただきますようお願い致します

〈理由〉

人員体制の見直しなどの検討、対象世帯の状況に応じて訪問支援を行って頂けるとの回答に大変心強く家族会として安心できるご回答に感謝申し上げますとともに、今年も変わらずに要望いたします。精神保健福祉法第48条(精神保健福祉相談員)については、2022年(令和4年)の法改正を受け、2024年(令和6年)4月1日から従来の「精神障害者」だけでなく、診断の有無に関わらず「日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱える者」も相談・援助の対象に含まれました。これにより、ひきこもりや依存症、虐待などの予防的支援や早期介入が可能となっています。対象者や家族等を訪問して「情報の提供、助言その他の援助」を行うことが職務として明記されました。

毎年、精神保健福祉相談員をご案内くださいとご回答をいただいておりますが、ご案内しても、家族からは、相談員が本人へのアプローチしてくれることを期待していたが「本人が来てください」「本人の了承がなければ」と言われたと話を聞いてくれるけれども「それだけでした」とまた家族会へ相談がきます。本人が支援を望めば、親が相談に行かずとも、医療や福祉に繋がります。本人が支援を拒んでいるので家族が困っているのです。

家族以外からの当事者への刺激はとても重要で、家族だけのかかわりでは、10年、20年と長期に渡り状況が変わらず、親の高齢化が進み、親自身からの訴えも出来なくなります。そしてそのことにより当事者自身も長く社会に出ないことにより、親亡き後の当事者が地域生活することが出来ず、当事者本人もひきこもる生活になったり、長期入院に繋がります。精神障がい者の社会参加は、本人の為にも少しでも早い方が望ましく、早急な第三者の介入が重要です。家族が途方にくれ相談をあきらめないためにも、どの区に相談しても相談員によって対応の差がなく親身になり寄り添った相談が受けられることをお願い致します。精神障がい者が地域で安心して生活するためには、多くの理解者によるアウトリーチ(訪問)の支援が必要です。精神保健福祉相談員が病院や相談支援事業所等との連携を強化し訪問による支援に力を入れていただけますよう引き続き要望いたします。

〈回答〉

◆各区の精神保健福祉相談員につきましては、主に、保健福祉に関する知識や経験等を有した職員を配置しているほか、各種研修を実施するなどして相談対応における傾聴や受容といった専門技術や制度知識の習得・向上を促しております。

◆また、令和8年度に行われる各区役所の機構再編の中で、保健福祉分野における相談支援体制の充実強化を図るため、業務分担を見直し、アウトリーチも含め従来よりも相談に注力できる体制へ変更する見込みです。

◆引き続き、御本人や御家族に寄り添った相談対応を行えるよう、人員体制の充実や職員の資質向上に努めてまいります。

◆今後も関係機関との連携を図りつつ、御本人や御家族の御理解・御協力のもと、対象世帯の状況に応じて訪問も含めた支援を行ってまいります。貴団体におかれましては、御本人及び御家族に対して、各区における精神保健相談を適宜御案内いただくとともに、本市の相談支援体制の充実に向けて、一層の御協力のほどお願い申し上げます。

担当課 保)障がい福祉課

〈要望要旨〉

4. 障害者差別の解消を進めていく上で望ましいのは、子どものころから障がいに対する理解を深めてもらう啓発活動であります。今年も引続き教職員の研修等に加えて一般市民や企業向けの研修にもご尽力いただけますようお願い致します。

〈理由〉

札幌市では、小学4年生向け「心のバリアフリーガイド・わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド中学生用」を対象学年全員に配布され、さらに親子向け研修を実施するなど、偏見や無理解の解消に向けて理解促進を図っているとのご回答に感謝申し上げます。今後も小・中学・さらに高校で啓発活動が活発になるとよいと思います。

また、一般市民や企業向けの研修にもご尽力いただけますようお願い致します。

特に発達・精神障がい者は内面に生きづらさや生活のしづらさを抱え、身体・知的障がい者よりも外見からはわかりづらい障がいをもっています。そういう人が身近にいることを意識できる人がより多くなり認めあえるような社会を望みます。

〈回答〉

札幌市では、小学4年生向け「心のバリアフリーガイド・分かりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」を対象学年全員に配布しているほか、心のバリアフリーについて子どもも楽しく学べる機会として、「心のバリアフリーフェスタinチカホ」を開催するなど、障がいのある方に対する偏見や無理解の解消に向けて、学齢期における理解促進を図っているところです。また、各校において障がいのある子どもとない子どもが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習の推進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもの学びを保障するという視点に立ち、適切な合理的配慮の提供に資するよう「障害者差別解消法 札幌市学校職員における対応要領」及び取組事例集を作成・配布し、具体的な事例を取りあげるなどしながら研修等の充実を図ってまいります。

今後も、あらゆる差別や偏見をなくし、多様性を認め合い支え合う「人間尊重の教育」の充実に向けて教職員への啓発等に努めてまいります。

担当課 保)障がい福祉課 教)学びの支援担当課

〈要望要旨〉

5. 精神障がい者に対する公共交通機関(JR/バス)の運賃割引実施に向けて、身体障がい者、知的障がい者と同様に割引制度の適用対象にいただけますよう、引き続き交通事業者への働きかけ、並びに財政支援のご検討をお願い致します。

2025年4月1日には、JRグループが精神障害者割引制度を導入することになりましたが、割引が片道100キロ以上に限られる等、日常生活の生活で利用するには厳しい条件で支援には不十分な状況です。また、地下鉄を利用する際に券売機等を經由せず「記名サピカ」でも直接乗車できるよう使いやすい方法の導入か、あるいは「福祉割引サピカ」への変更を引続きお願い致します。

〈理由〉

〈運賃割引について〉

昨年、「運賃割引については、各交通事業者の判断と負担において実施されているものであることから、交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況です」との回答でしたが、差別解消法の観点から、速やかにバス会社へ割引額相当分の助成と合わせて「福祉割引サピカ」への変更をお願い致します。

〈地下鉄の利用について〉

昨年「記名SAPICAによる直接乗車で割引を適用させることは技術的に不可能であり、また、地下鉄・バス・路面電車に福祉料金を御乗車いただける福祉割引SAPICAにつきましても、バス事業者が割引を実施していないことから御利用いただけない状況となっております」とのご回答でしたが、地下鉄の券売機で半額の乗車券を当事者が購入しようとしていたところ、後ろの人から「大人が半額の券を買ってはいけない」と注意されたケースがありました。このような当事者にとって心が傷つくようなことがないためにも「福祉割引サピカ」への変更を今年度も継続してお願い致します。

〈回答〉

〈運賃割引について〉

運賃割引については、各交通事業者の判断と負担において実施されているものであることから、札幌市が現在実施している障がいのある方の交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況です。

札幌市としましては、精神障がいのある方にも運賃割引が適用されるよう、引き続き各交通事業者に理解と協力を求めてまいります。

〈地下鉄の利用について〉

記名SAPICAによる直接乗車で割引を適用させることは技術的に不可能であり、また、地下鉄・バス・路面電車に福祉料金で御乗車いただける福祉割引SAPICAにつきましても、バス事業者が割引を実施していないことからご利用いただけない状況となっております。

上記2点につきまして、昨年度と同様の回答となりますが、御理解賜りますようお願いいたします。

担当課 保)障がい福祉課 交)事業管理部